

議会基本条例推進委員会記録

1. 期日 令和3年1月29日(金) 開会 13時30分
閉会 14時51分
2. 場所 議事堂（議場）
3. 議題
 - ①前期からの引継ぎ事項の確認
 - ②議会基本条例の見直しについて
 - ③議会報告会・意見交換会（第1回定例会後開催）について
 - ④その他
4. 出席者 露木委員長、松崎副委員長、二宮委員、羽根委員、杉崎委員、坂本委員、渡辺委員、大沼委員、根岸委員、善波議長

傍聴議員 4名
事務局 2名（局長、庶務課長）
傍聴者 0名
5. 経過

① 前期からの引継ぎ事項の確認

委員長 初回なので、まずは前期の引継ぎ事項を確認したいと思う。前期の引継ぎが議事録等の中では、なかなか明確に分かりづらいというところがあったので、今回、前期委員長と副委員長にお願いをし、申し送りということだけでいいので読み上げる。コロナウイルス禍の大変な時期に町民の方々のコミュニケーションの機会、新人議員のために体験や学びの機会が持てなかったことが残念。議会報告会及び意見交換会実施要綱について、条例分の見直しについて時間をとって研究できなかった。第2条第2項、町内の2か所以上で開催とあるが、2か所の解釈について共通認識を持つておく必要がある。町内2か所ではなく、2回と規定してはどうかという意見に集約された条項の文言を変えない。それからシェアにのみやのオンライン実施については、デジタルデバイドの方々へのコミュニケーションのあり方を常に配慮しなければならない。これからの with コロナでは有志で行った報告会・意見交換会での課題をクリアし、デジタル先進自治体や先進事例を参考に進めたいということである。その他として、シェアにのみやについて慢性的に人が少ないということで、報告会を廃止し、議員活動でやれば良いとする議員もいたが、個人報告会と議会全体での報告会とは実施の意味が違うということで、その必要性を理解していただきたいということである。それから議会ホームページ改善の件は、フォーマット上の制約が多く、当初予測していたより作業が進めにくい。トップページは変更するが、完成を見るまでにはまだ時間がかかる。事務局職員による作業となるが、年度末までには終了させ

るということで、いただいている。まず報告会とか意見交換会については、私たちがすでに取り組みをし、議論していこうという話になっている。議会ホームページについても作業はしている。一応、年度末までには終了させるということで引継ぎをいただいているが、どこまでできるかは実際にやってみないと分からない。ただ、引継ぎ事項としてはいただいているので、その方向で進めたいと思っている。1 番については以上だが、何かご意見とかはあるか。

(なし)

②議会基本条例の見直しについて

委員長 　　では、議題 2 番に進む。議会基本条例の見直しについてである。資料は皆さまにお配りしている。

資料に基づき説明「議会基本条例推進委員会資料 1. 議会基本条例の見直しについて」

ここには書いてないが、条例文の疑問点などを見つけてメールくださいとお願いしているが、やはりここも見直しが必要なのではないかというのは必ず出てくると思うので、今日締め切りというのは、ある意味一つの目安として、一度締めているということである。なので、今後議論を進めていくうえで必ず出てくるので、それについてはもちろん今後話し合うので、勘違いされないようお願いしたい。この条例改正についての議論だが、3 月議会にしていくと申し上げている。先ほど言った 3 月議会後のシェアにのみやの実施を、実施といっても会場を借りるわけではないが、動きややるべきことがあるので、そちらと議論を並行してやっていく。ただ、並行してやるが、3 月議会のシェアにのみやは日程を決めるので、そういう意味ではそちらを少し優先にならざるを得ないという部分も皆さまに納得いただきたいと思っている。以上で条例見直しについては、皆さんから出たご意見とかは A か B かとは書いていない。自分が出した意見が全然書かれてないとか、これだけは言っておきたいみたいなことがあれば、ぜひ今ご意見をいただきたい。

杉崎 　　26 条の第 2 項である。ここで謳っている条例の検証は少なくとも任期中 1 回というのは議員の任期についてである。今露木委員長が書いてくれたのは、委員長の改選前になりがちであると書いてある。これだと、委員が変わることという意味にとられる。そういう意味なのか。条例は少なくとも 4 年に 1 回はやるという意味であり、任期というのは議員の任期のことである。

委員長 　　これが委員の任期ではない根拠はあるのか。条例制定の時にそういうかたきりで決めたのか。

杉崎 　　そうである。4 年に最低 1 回はやるということである。見直しについての 4 行目だが、委員の改選時期とある。

委員長 　　そうすると、これも一つの条例改正のポイントになるかもしれない。どっちの任期だか分かりづらい。

杉崎 現状の 26 条は議員の任期である。

渡辺 私の方も議員の任期だと認識はしていたが、委員会の任期でやろうと言いながら、現実には 2 年間終わるときに何もやっていなかったという理解をしていた。

羽根 少し委員長にお伝えしたが、これをつくった時にいらっしゃった議員の方々にお聞きするのが、議論の前に先でよろしいか。

委員長 そのつもりである。

羽根 というのは、細かいことで申し訳ないが、一番はじめの第 26 条において、目的が達成されているかの検証を随時とあるので、条例が基本にあり、それができているのかを検証していく、これだけ読むとそういうふうにとれる。さっき委員長の方で書いていただいた、一定の共通認識を持つことが大前提だと思うので、先に議員の先輩方にお聞きして、議論を深めてから条例を改正するのかどうか、そういう順序で進めてほしいと私は思う。

委員長 そのとおりである。勉強会をして、認識を持ったうえで、課題の部分を議論していきたいと思っている。今、杉崎委員と渡辺委員がおっしゃった発言だが、そのとおりだと思っている。杉崎委員の指摘は分かった。渡辺委員がおっしゃるように、たしかにメンバーが変わるごとに一応条例を見てはいた。それで改正はされていないが、議論をしてきたというのはある。私もごっちゃになっていた部分があるので、認識を改めたいと思う。

松崎 先ほど申し送り事項ということで読んでいただいたが、シェアにのみやが実行できなかったことが前面に出ていて、条例そのものの乖離についてはあまり全面に出てなかったような気がする。委員長と相談しながら、やはり最初にやらなきゃいけないこととして、条例の見直しと考えたということを理解していただきたい。役場の執行者というのは、条例に基づき日々業務を遂行しているわけで、条例と日々の業務に乖離があると議会から非常に厳しい指摘を受けるという中で、その一方で指摘している議員の方が自ら規定する条例をここまで軽視していいのかと私は強く思った。まずはこれを第一にということで、申し送りとは違うが、進めさせていただくことをご理解いただきたい。そういうことで特にスピード感をもってやっていきたいと思っているので、8 年間放置してきたことを非常に問題視してやっていきたいと思っている。

渡辺 私の方は、条例も 2 種類あって規定通りやりなさいという部分と、こういふことを目指すという部分が当然ある。そのへんについても、勉強会の中の論議で一度、どういう性格なものかを勉強しようとなっていたので、まずおさえてからでない、次に進められないかなという気持ちはある。条例と現実が乖離しているということは良いことではないかもしれないが、どう扱うかということについては、一度勉強会をやってから検討してはどうか

と考えている。もう一点はある意味、基本条例というのはどういうふうに物事を進めようということで大それたと思うが、現実としてコロナの問題とか、やっていかななくてはならないことがある。その中ではある程度、優先順位をつけて解決していかないと、このことだけやっていると私自身は町民の求めることにそぐわない点が出てこないか心配である。

杉崎 さっき松崎委員が8年間見直しをしていないということは、いささか見識不足である。これを25年につくった。26年改正である。この時はまだつくって1年だからやっていない。30年の解散する前に1回皆さんで読み直しはやっている。なので、8年間やっていないということはない。

委員長 改正はしていないが、見直しはしているということか。

杉崎 そのとおりである。そのため訂正を願う。

松崎 条文のところに改正されたら、必ず履歴が載るので、それが載っていないということは8年間全く条例の条文自体が全く変わっていなかったという意味で言った。

委員長 松崎委員は、条文が変わってない。改正まではしてないという8年であり、杉崎委員はきちんと見直しをしたということである。

庶務課長 18日の打ち合わせの時にもお話ししたが、見直しは26年と30年の改選前にやっている。条文そのものは改正していないため、附則のところに改正履歴はないけれども、会派の件についての解釈を推進委員会で検討して変えた方が良くとなっているので、条文ではなく逐条解説を変えている。逐条解説の文を変えるにあたっては、附則に入れる必要がないので、入っていないだけである。会派について検証の結果変わったのと、議会運営委員会の人数についても、推進委員会で検討の結果、改正した方が良くとなったので、具体的な委員会条例の方を変えた。条例は基本理念条例なので、そこまでは改正の必要がなかった。検証は2回やっている。

委員長 そういったことも勉強会の時に資料として、流れと意図が分かると、皆さんここまでは変えてきたとか分かりやすいと思うので、機会をきちんと取りたいと思う。それと渡辺委員の発言で、私から補足である。やはり戻すところに戻さないからといって条文を理想に近づけていくというのが、議員、議会としての責任かなと思う。たしかにできないことを書いておくというのはよろしくないなので、条文をタイプや種類分けするというか、きちんと整理した中で議論をしていきたいと思う。結構大変な議論になると思うが、頭を整理しつつ、やりたいと思う。皆さんからもいろいろとご意見を引き続きお願いする。

松崎 渡辺委員の条例に2種類あると、それはもう少し説明していただきたい。

渡辺 条例2種類というのが、教科書に書いてあるかどうか分からないが、法律

だって2種類ある。憲法のようなものは、こういうところを目指そうというの也被まれているという理解である。逆にいろいろな手続きを定めたり、そういう法律は守らなくてはならない、そのとおりにやらなくてはならないと理解をしている。町だと4年前だったか、健康づくり条例をつくった。健康づくり条例は、ある意味理念と言われ、部署連携で進めろと言って、どこまでいけば部署の連携になっているのか。我々には足りないと考えている。そういう性格のものは多分に含んでいると思う。真っ二つに色分けできるかという、それぞれの性質が入り混じっている部分があるのが、現状ではないかと私は思っている。そのため、大きく分けると基本条例というのは、ある意味理念的な部分で、二元代表制のもとで、自治というのを確立していくかとだと思ふ。

委員長 たとえばだが、第三の活動原則というのは目指すところかなと思ふ。開かれた議会にするとか、町民に明確に説明していく、公正性及び透明性を確保しようとか。何をとは具体的には書いてなくて、5章の17条にいくと、一般質問は一問一答方式で行うとかなっている。これは確実に行うことになっている。そういう意味でもこうしなさいとはっきり書いてあるところと、目指しなさいと書いてあるところと、私は混じっている条例だと思つた。そういう意味でも整理が必要かなと思つたりしている。

松崎 渡辺さんの主観的な考えがあつて、きちんとした定義があるわけではないという理解でよろしいか。

渡辺 私の主観ではあるが、ここで突っ込んでもどうかと思ふ。私は一般的な理解だと思つている。法律に2種類あるというのは。こういうところを目指そうという部分と、これは絶対やらなくてはならない、この手続きは、このことはやっいていけないとか。私は一般的な国民の認識かなと思つている。

松崎 ただの目的、努力目標みたいなところだったら、読めば書いてあるわけで、今問題になっているのは、たとえばシェアにのみやはここにやると書いてあるからやるという立場は変わらないわけである。

委員長 書いてあるからというか、書いてある目的を達成するためである。目的をきちんと共有しているからである。

松崎 書いてあるからだとよく耳にしたのだが。

委員長 よく松崎委員は根拠とおっしゃるので、そういう意味では条例にあり、目的があり、そこに皆さんの共有意識があると思つている。

大沼 今のお話の中でも、規則のように守るべきものと理念というものが混在しているような、要するに分かりにくい条例なのかなと思ふ。以前の勉強会でも出たように、議員必携の中で多くの理念というのが書かれている。これを読めばどのような議員活動をするのが、地方議員にとって相応しい活動なのかということとは記されていると思ふ。次に改正や改訂をするのであれば、決

まり事というか、規則的なところを条例にしていき、それ以外の理念的なところは議員必携とか、議員としての心得ということで進めていけば良いのではないかと私は思う。

羽根

いろいろご意見が出ているが、個々でイメージしていることが違うのではないかと思う。松崎委員は乖離であり、大沼委員が言ったことも似ているようで違っていると思う。私は渡辺委員とほとんど同じような考えと委員長がさっきおっしゃった理念だったら理念を下げるのではなくて、という考えもあるので。そこから研修を経て、いろいろお聞きしてからどういう方向でやっていくのかが議論だと思うので、共通認識というのはそういうことだと思うので、今ここでこういうふうにしたら良いと言ってもたぶん決まらないと思う。まずは勉強してからでよろしいのではないかと私は思う。

委員長

このメンバーは本当にいろんな意見が出て大変だが、面白いなと思っている。皆さんのイメージにはいろいろあると思うので、羽根委員も言ってくれたが勉強というか、ここで今みたいに議論が出るのは良いことだが、今のところは勉強会もしていないという状況なので、1 から話すというか、そのあたりから始めていきたいと思う。

③議会報告会・意見交換会(第1回定例会後開催)について

委員長

議会報告会・意見交換会の第1回定例会後の開催について、合意事項として対面を避けて開催。インターネット活用しての情報提供するということが、開催という言葉が会場をとらないばかりになんとかそぐわない気もしている。一応開催という言い方をさせていただいている。情報を提供する方法として、予算説明などの報告内容は動画配信とする。Youtube の二宮町チャンネルがあるので、そちらにアップしたいと思う。対面の議会報告会と同様、説明するときに資料を作成するので、その資料はホームページにアップや Youtube チャンネルの番組紹介欄のところにリンクを貼るやり方ができるので、資料はアップしたい。それから意見聴取、回答の方法だが、意見、質問はメール、議会だよりからアンケート用紙を切り取れるようにしてファクスや意見箱に入れてもらい、回答とともにホームページで開示。議会だよりなどその他の方法でも閲覧できるようにする。差出人が分かるものについては個別に回答も必要なのではないかということである。周知方法については、ホームページ、議会だより、掲示板を活用し、各議員の SNS なども議員活動としてお願いしたいと思っている。予算説明の録画より前に質問が来たりして、それが個別というより全体に説明した方が良い質問だとしたら、動画の中で答えて良いとか、そのへんは時期にもよるが臨機応変に対応できたら良いなと思う。ここには書かなかったが、Youtube の方は番組紹介欄とコメント欄があるので、そこに質問と回答を出していくのが方法としてはあるのかなと気が付いた。その下は今後の課題なので、今の部分で何かご意見があればいただきたい。一応皆さんの合意事項を書いたつもりである。

(意見なし)

では次にいく。シェアにのみやの今後の課題というところで、今回インタ

ーネットを使ってやることにはなっているが、これまで出ている課題について共有したい。これまでの「シェアにのみや」に参加者が少ないことについて、手法を議論すべきだと思っている。開催方法のみならず、活かすことができているから来ないということもある。私たちがいただいた意見をどうするかというところも含めて議論すべきだと思っている。方向性としてはそういうふうやっていくこともあるので、町民の方で参加できない人もいるわけで、いろんな方法を使っていこうとオンラインは唯一の手段ではなく、いくつかの手段の中の一つであると皆さんで認識したいと思う。意見交換でいただいた意見をどう政策に反映させていくかということだが、シェアにのみやで出た意見が、みんなの意見とは限らない。なので、どうしてもAとBがあって、Aという町民がいたら、Aと思っている議員が一般質問したり、予算審査で追及していくような状況になっている。これを議会でやるとなると難しい点が出てくる。なので、議会としてのフィードバックはすごく難しいのかなと思っている。それについては皆さんと話をしていきたいなと思っている。議会の情報交換の義務という部分では、少ないからやらないという考え方ではないので、皆さんと議論していきたい。オンラインの意見交換である。先日の勉強会でも出たが、この部分が心配だ、というのがあると思う。それについては、ずっと心配だと1年、2年すぐに経ってしまうので、何が心配か私の方にご意見をいただきたい。そこで解決策が見つかれば、また実施にむけてやっていける可能性もあるので、それについては宜しく願いたい。何かご意見はあるか。

松崎 シェアにのみやの今後の課題ということだが、これから真っ先に条例の見直しに取り組むわけで、ちょうど14条のところを話し合う中で、その内容次第で変わってくるということを念頭に置きながら条例の見直しを皆さんやっていただきたいと思う。

委員長 シェアにのみやのスケジュール感をある程度確定しなければならないので、少し休憩とする。

休憩 14時05分

再開 14時17分

委員長 休憩中に坂本委員からご発言があったため、皆さんと認識を持ちたいと思う。

坂本 シェアのいろいろなやり方は別としても、町民の意見を吸い上げる、回答することはやろうということになった。一方で基本条例そのものの条例を見直すことを同時進行でいこうと今なっている。同時進行ということは、基本条例をどういうふうにするか皆さんで検討するが、どっちが先行するのか。見直すべき中身を進行するのか。私の提案は3月議会が終わってから、まずは基本条例のことについて揉み、シェアは異例かもしれないが、6月議会後に実行数という時間差があればスムーズに行くのではないかという提案である。3月に必ず縛られることはないと思う。

根岸 3月議会の原則をやらないとなると、要するに緊急ストップをすることになると思う。その理由が分からないのだが。一応整理は整理でしていこうという議論は出てきているので。

委員長 ここまでの認識としては、もちろん議論はする。一方でシェアにのみやをしていく議会の責任がある。議員の責任ではなく、議会の責任である。それをしっかり情報交換をして、町民の皆さんから政治参画につなげていこうという基本条例があるので、私は同意している。委員の皆さんには同意していない方もいるけれども、それを改正する、しないとはなっている。とにかく今ある条例を守らなければいけない。突然、守らないのは議員としておかしい。なので、そこは守りつつ、そして議論を並行でしていく。この3月の議会が終わると、次は条例で定められているのは9月議会である。そこまでかなり時間があるので、議論を始めていき、9月にどうするというのが、初めての結果かなと思う。

大沼 もしかすると勘違いがあるかもしれないので確認だが、今回委員長がお話されている内容のシェアにのみやというのは、動画でホームページ上か何かで報告をするという内容のシェアにのみやという考えでよろしいか。

委員長 コロナ禍なので。

大沼 そのコロナの感染も非常に危険なので、意見の募集に関しては議会だよりの中に意見用紙を入れて、意見を吸い上げていこうという話で開催しようという、実際に対面してやる方法を考えてないということではよろしいか。

委員長 もちろんである。

渡辺 私の理解では動画だけでなく、議会だよりも発信の一つであると思っている。

委員長 そうである。情報公開という意味ではそうである。

渡辺 スムーズにいろいろやるとすれば、たしかに6月に延ばすというのも分かるが、やはりそこまでは延ばしすぎではないかと思う。予算のことなので、町民に届けるのはできるだけ早くするのが、たしかに大変だと思うが、どっちみち検討しなくてはいけないことなので、3月議会を報告して意見をもらうのが良いのではないかと思う。時間とかスケジュールはたしかにタイトかもしれないが、どっちみちやらなきゃいけないことなので。

坂本 今、渡辺委員の言うことを取ると、議会だよりの仕事としてアンケートも含めた仕事にすればいい。基本条例のことをやるのではなくて。議会だよりとして町民からアンケートを取ると。答えはその後に返すというのを、議会だよりが付け加えれば良いだけの話である。基本条例の中でいろいろやろうとするのが、議会だよりに派生していくことだから、混乱する。

委員長 混乱はしていないと思う。お互いに理解できていると思う。

坂本 こっちがそれをやるという決定をするということで、初めて議会だよりが受ける。そうではなく、最初から議会だよりの仕事だと。

委員長 それでも構わないが、議会だよりでやるのと、基本条例でも返していくというのは良いのではないか。議会だよりでやるとなると、もらった意見を議会だよりの委員が回答を出してみたいになり、その後全協で経由すると思うが、そういう仕事が議会だよりはどのようなのか。

坂本 そうではない。今並行しているから、そういうふうな議論になっていく。

議長 前回の勉強会でやったことが何も認識されていない。前回の勉強会で出た結論がこの条例にある以上は、やろうということである程度、皆さん同意をした。やる手段としてはどういうやり方があるかと。情報公開の部分では動画でやる方法があると。じゃあ動画に参加できない方はどうするかということで、議会だよりで意見徴収をしようというような話で決まった。おそらく委員長もそうだと思う。それで条例改正については、その後じっくりやろうと、その結果もふまえたうえで。そう私は認識をしている。委員長はそういう認識のもとにやっているわけであると思う。

委員長 そうである。この間もそうだが、今日の今日の流れで混乱したとおっしゃったので少しご意見をいただいた。あまり無理やりに多数決は取りたくないが、とりあえず進め方として、今日言っているやり方、3月議会後に条例の議論をしていく。シェアにのみやも会場を取らない状況でインターネットを活用してやるのも並行する。ただし、シェアにのみやは日程やスケジュールがあるので、どうしても議論を優先せざるを得ないというお願いもした。そてについて、皆さんご理解いただいた方、挙手をお願いしたい。

言い方も変える。挙手はしないけれども、決まったことという認識に意義はないか。

松崎 何でやるのという話になると、やはり条例で決まっているからということになる。条例に2種類はない。

大沼 先ほどのとおり、現状ではシェアにのみやは感染予防をして、動画で配信をすると。今生活困窮されているかもしれない、いろいろな意見を言いたい方がいるかもしれないので、議会だよりの中で枠を割いて、意見を募集していこうと。基本条例の中では今のこの状態に合わないところがあるかと思う。今の委員会で検証をして、必要があれば改正をしていこうというお話だと思うので、並行してというのはたぶん混同を招いているところもあると思う。なので、基本条例の中身を検証するのは今後やっていくという課題であり、今目の前にあることとしては、シェアにのみやがちよっと違うかたちで実行されるというふうに協議をすれば、おそらく理解はされるものだと思う。

委員長 では、目の前にあるシェアにのみやをまずやり、その後に検討していくと

いうことになる。検討していくにあたっては、コロナ禍であるので、今までのシェアにのみやはどうしても対面でやっているとうまくいかない。じゃあ対面の中でどのようにやっていると、やっぱり対面はできないじゃんとなってしまうと思う。いろんな柔軟な考えで議論をしていきたいと思っている。

議長 インターネットでやる、動画でやるということは認識しているが、日程を決めないといけないので今議論をしている。条例改正の話はその後の話である。次のシェアの話も後である。とにかく3月議会が終わってシェアにのみやのかたちが今までと違うけど、こういう方法でやるということは皆認識しているので、どうやるか、日程をどうしていくかを早く決めていかないといけない。

委員長 皆様のご意見がまとまったので、日程調整に入るが、正式委員会ではそぐわなので、1回休憩にして日程調整をしていく。

休憩 14時31分

再開 14時45分

委員長 スケジュール感を皆さんと共有したいと思う。動画をまず配信するので、議会だよりの発行より前にアップしたかたちにする。そのURLを議会だよりに載せて発行するという流れを取りたいので、おそらく収録は4月8日、9日あたりになるかと思う。その前に皆さんと3月29日（月）9時30分からたたき台というか、皆さんで議論してもらおう。4月5日（月）9時30分から出来上がったものに意見を加えながら完成にもっていく。そして8日、9日あたりで収録をするということになる。ご意見としてメールをもらうとか、議会だよりの紙をFAXしてもらうとかその辺の締め切りとか、回収箱を設置することなど、細かいことになるので、一度委員長、副委員長の方でスケジュール感を皆さんに提示して、ご意見をいただいて、最終的に決定したいと思うが、よろしいか。

議長 告知方法だが、掲示板に貼ったりもすると思う。駅などでの配布はなしということではよいか。

委員長 それはまだ決まってないが、もしかしたらなしになる。

議長 私の意見としてはなしで良いと思う。掲示板にやり方を告知すれば。チラシづくりの日程も入れてもらえれば。

松崎 8、9日あたりの収録のイメージを共有した方が良いと思う。

委員長 撮影自体に皆が来る必要はないと思う。自己紹介とか。議会が終えてから大丈夫か。今までもわりと細かいことは議会後に決めてシェアにのみやに臨むというようなことではあったが、それで良いか。

大沼 先ほど議長の方から駅で配布するのはやめた方がいいというお話だったが、たとえばタウンニュースとかに小さくても入れてもらうような方法も考えてもらえればと思う。

委員長 今のようなご意見もぜひ、どんどんいただいて、実際にできないからこそ広められる方法を考えていきたい。細かいことは委員長、副委員長で案を出しつつ、そのへんについてご意見をいただくというかたちで、随時発信をしていくので皆さんご意見を宜しく願う。

④その他

委員長 その他何かあるか。

二宮 見直すことについては3月のシェアが終わってからときっちり線引きをしてくださったが、見直すにあたって倫理規定とかそれから、議員は今は元気だが、何かあった時に半分の議決はどうなるかとか、そういうものについてもこれから話をするのかだけ分かれれば。

委員長 たしかにコロナがいつどうなるか分からないので、議長がどうされるかご検討いただきたい。

議長 意見交換の中でそういうものを入れていくかということも、課題として出せばそこで合意が取れる。

委員長 ただ基本条例で話し合っていて、後付けで入れていくのも重要だが、基本条例の改正を待っているともしかすると、その前にコロナの人が出てきてしまう可能性がある。それは臨時でやった方が良くと思う。

議長 そこは申し訳ない。そこはちょっとイメージがあれだから、もうちょっと宿題とさせていただきたい。

委員長 それについて基本条例でも追っていく必要があると思うが、すぐにどうなるか分からないので、議長にお任せする。

閉会 14時51分